

チツソの総会 には大会場を

大阪の一株株主が要求

【大阪】大阪地区の「水俣病の責任を追及する一株株主」の約十人が二十四日午前、チツソ大阪事務所（大阪市北区宗是町・川村和男所長）を訪れ「第四十二回株主総会が成立したとは認められない。次回総会には株主全員が必ず

入場出来る会場を用意せよ」との要求書を川村所長に手渡した。

要求書では、昨年十一月二十八日開かれた第四十二回株主総会は、事前に公開質問状を出し大会場を用意するよう要求していたが、会社の怠慢で大多数の一株株主が締め出された。これは総会の成立条件をみたしたとは認められない、とし①五月末に予定している第四十三回株主総会には株主全員がはいれる会場を用意すること。会場として堺市にあるチツソの酢酸工場建設用地がある②厚生省が示した「補償金」もまだ会社は患者に支払っていない。水俣病裁判の結果に関係なく会社はすみやかに補償金を会計決算上損金として計上、一時見舞い金として、ただちに患者家族に支払えーの二項目を要求している。